

令和 5 年度観光人材確保支援事業委託業務
企画提案指示書

1 委託業務名

令和 5 年度観光人材確保支援事業委託業務

2 委託業務の目的

観光関連事業者の人材確保の取組みを支援し、北海道観光の受入体制を整備するため、生産性の向上や人材不足を補う DX や ICT 技術の活用等に係る先進事例調査や、事業者向けセミナー等を実施するとともに、UIJ ターンセミナー開催を通じて、観光人材の担い手の確保及び定着を図る。

3 委託期間

委託契約の日から令和 6 年（2024 年）2 月 29 日（木）まで

4 委託業務の内容

本事業における対象業種（観光関連産業）は次のとおりとする。

対象業種	観光関連産業
道路旅客運送業	①観光バス、②タクシー事業者
宿泊業	③ホテル・旅館

(1) 先進事例調査

ア 道内または道外の観光関連事業者に専門家を派遣し、調査を実施する。

イ 事例調査先の事業者は、各対象業種（①観光バス ②タクシー事業者 ③ホテル・旅館）につき 1～2 社程度を選定すること。

ウ 事例調査の内容は、DX や ICT 技術を活用した先進的な事例、または、福利厚生等に係る先進的な制度の事例とし、生産性向上や職場の魅力向上による人材確保や、人材不足を補うための省力化による取組について調査するものとする。

(2) 事業者向けセミナー

上記（1）の調査内容をもとに、事業者の人材確保等に係る取組を促すことを目的とした観光人材確保セミナーを各対象業種別（①観光バス ②タクシー事業者 ③ホテル・旅館）に実施する。

ア 対象：観光関係事業主、採用担当者等

イ 回数：上記で定める各対象業種について各 1 回

ウ 方法：オンラインで開催すること

(3) コンサルタントによる個別相談及びフォローアップ

上記（1）（2）の内容をもとに、（2）のセミナーの参加事業者のうち、希望する事業者に対して専門家による個別相談会を実施すること。

また、セミナー後は、事業者の採用活動や職場の環境改善等に関する取組状況についてフォローアップを行う。

※専門家：中小企業診断士、コーディネーター、社会保険労務士、観光関連事業者等

(4) UIJ ターンセミナー

北海道への移住や観光関連産業への興味関心がある人材に対し、北海道で働くことの魅力を発信し、道内観光関連産業への就職の動機付けとするセミナーを開催する。

なお、セミナーの開催に当たっては、単独開催に限らず、既存のイベント（例 移住フェア）への出展も可とする。

また、事業者が、会場で求職者等とのマッチングを実践する場を設ける。

ア 参加者：求職者、転職希望者、移住希望者

イ 出展事業者：上記（2）のセミナー及び（3）の専門家を活用し、観光人材確保の取組を行う事業者を基準。

ウ 対象業種：①観光バス ②タクシー事業者 ③ホテル・旅館

エ 回数：1～2か所（少なくとも1か所は道外で開催）

(5) 事業報告書

事業終了時には事業報告書を提出するものとする。

紙媒体及び電子データ各1部

5 成果目標

(1) アウトプット：観光関連事業者向けセミナー3回、UIJ ターンセミナー1回

(2) アウトカム：マッチング10件

6 プロポーザル参加の資格要件

(1) 複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単独法人であること。

(2) コンソーシアムの構成員及び単独法人は、次の要件を全て満たしていること。

ア 民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を適確に遂行するに足る能力を有する者で、道内に本社又は事業所を有するものであること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。

イ 原則として、過去2年間に国又は地方公共団体と類似の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。ただし、実績がない場合でも、業務を実施する能力があり、かつ、確実に履行できる見込みのある者を含む。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

エ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

オ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(7) 本店及び事業所が所在する都道府県の税

(4) 消費税及び地方消費税

キ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。

- (7) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
- (4) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
- (5) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

7 審査

企画提案は、次の事項について審査し、総合的に判断する。

(1) 業務遂行能力

業務を遂行するに当たっての十分な実績を有し、観光産業の事業者や関係団体とスムーズな連携・協力体制や、適切な業務処理体制が確保されているか等、全体的な業務遂行能力があること。

(2) 企画提案の適合性

ア 調査の結果をセミナーや専門家の個別相談に活用できるよう、収集・分析を適切に実施できること。

イ 観光関連事業者向けセミナーについて、道内の観光関係事業者に対し確実にリーチする方法で参加者を募るなど、適切な募集内容により十分な参加者数の確保につながる方法となっていること。

また、先進事例調査を踏まえた適切な内容となっていること。

ウ コンサルタントの配置について、事業者のニーズに合わせた適切な人材を配置することができること。

また、個別相談実施後のフォローアップが適切に行われる体制を整備できること。

エ UIJ ターン人材確保事業について、道外の求職者に対し、確実にリーチする方法で参加者を募るなど、適切な募集方法により、道内の観光産業への就職の動機付けにつながる適切な内容であること。

(3) 「北海道働き方改革推進企業認定制度」及び「障がい者雇用」に関する事項

道が実施している、「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定及び「障がい者就労支援企業認証制度」の認証を受けているか。

(4) 「パートナーシップ構築宣言」に関する事項

国が実施している、「パートナーシップ構築宣言」を宣言しているか

(5) 「ゼロカーボン・チャレンジャー」に関する事項

自ら、温室効果ガスの排出削減に積極的に取り組んでおり、その取組のメリット等を理解し、道が実施している「ゼロカーボン・チャレンジャー」の登録を受けているか。

8 業務上の留意事項

(1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、道と受託者が協議し決定する。

(2) 道は受託者に対して必要な資料等を可能な範囲で提供する。

9 予算上限額

18,551千円（消費税及び地方消費税額含む）

※本業務は、国の交付金により実施するので、交付決定日や国における交付額の変更など

により委託期間や業務の内容、委託料の額の変更がありうることに留意すること。交付額が減額となった場合、減額後の予算上限額の範囲内で委託契約を締結するものとする。

10 応募手続

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び企画提案書を提出すること。

(1) 参加表明書の提出

ア 提出書類

- (ア) 参加表明書
- (イ) 申出書
- (ロ) 誓約書
- (ハ) 道内に営業拠点を有していることがわかる資料（登記事項証明書等（写し可））
- (ニ) 税を滞納している者でないことがわかる証明書
（道税の納税証明書（写し可）、消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可））
- (ホ) コンソーシアムにあっては、協定書の写し
- (ヘ) 次に掲げる社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書類
（届出義務がないものについては、社会保険等適用除外申出書（別記第 20 号様式））
 - ・ 健康保険法第 48 条の規定による届出
 - ・ 厚生年金保険法第 27 条の規定による届出
 - ・ 雇用保険法第 7 条の規定による届出

以下、該当する場合

- (ク) 「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定書（写し可）
- (ケ) 「障がい者雇用」の認定証（写し可）
- (コ) 「パートナーシップ構築宣言」の宣言書
- (サ) 「ゼロカーボン・チャレンジャー」の宣誓書

※上記(ク)～(サ)について、コンソーシアムの場合は各構成員について認定書や認定証等を提出すること。

イ 提出部数

1 部

ウ 提出期限

令和 5 年 8 月 16 日（水）午後 5 時 00 分（必着）

エ 提出場所

〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
北海道経済部観光局観光地づくり係 担当：木村
電 話 011-204-5303

オ 提出方法

持参又は郵送（必着、郵送は簡易書留に限る）

(2) 企画提案書の提出

ア 提出書類

- (ア) 企画提案書は別添の様式に基づき、A4 版タテの企画で作成し、提出すること。
- (イ) 文章を補完するために、写真やイラスト等を使用しても構わない。
ただし、社名やロゴなど提案者が特定できるような図柄は入れないこと。

イ 提出部数

8部（1部は提案者名を記載したもの、残り7部は提案者名を記載せず、文中にも提案者名を記載しないよう注意すること）

ウ 提出期限

令和5年8月23日（水）午後5時00分（必着）

エ 提出場所

(1)のエに同じ

オ 提出方法

持参又は郵送（必着、郵送は簡易書留に限る）

11 その他

(1) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に要する経費は、参加事業者の負担とする。

(2) 企画提案の採否については、文書で通知する。

(3) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。

なお、参加表明書の提出後に不参加を決定した場合は、企画提案書の提出期日までに10の(1)エの担当者に連絡すること。

(4) 本業務の成果品に係る著作権は北海道に帰属する。

(5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 契約保証金の納付

要（但し、免除規定あり）

(8) 関連情報を収集するための窓口

10の(1)エに同じ。

(9) プロポーザルに関する説明

提出された企画提案書の内容について、ヒアリングを行うこととし、日程については、別途通知する。

ただし、提出者が5名を超えるときには、書類選考を行う場合がある。

(11) 審査結果及び特定者名

公表する。